

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成20年
(2008年)

4月25日

第1686号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
句報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

暫定税率の回復を

六団体が道路緊急大会

本会(会長 藤田博之・広島市議会議長)をはじめ地方六団体は4月18日、「道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会」を東京・憲政記念館講堂で開催した。当日は首長や地方議会議長ら自治体関係者のほか、来賓として政府・与党幹部、国會議員ら約500人が参加。3

月末日をもって失効した「道路特定財源暫定税率」の回復を求め、緊急決議を採択し氣勢を上げた。大会には本会代表として副会長の伊藤充朗・水戸市議会議長が出席した。冒頭、主催者を代表し、麻生渡・全国知事会会長があいさつ。この中で「かつての景気対策のため起債した地方債

が順次、償還期限を迎えてきているが、暫定税率失効により返済に支障をきたしている」と述べ、地方財政の窮状を強く訴えた。また、「諸物価が高騰する中」ガソリン価格が下落し喜ばしく思っている方もいらつしやるであろうが(自治体は)大事な仕事ができない状況に陥っている」と述べ、税

率回復に対する国民への理解を求めていく考えを示した。次に来賓として出席した町村信孝・官房長官は「洞爺湖サミットを控え」ガソリン税を下げることは、地球温暖化対策に向け日本が真剣に取り組む意志がないとの、誤ったメッセージを世界へ発信することに「と述べ、環境対策の面からも暫定税率の回復が必要との認識を示した。

大会で採択された緊急決議は、参議院での審議を促進し早急に暫定税率を回復させる参議院で否決するか採決しない場合は衆議院で再議決する。暫定税率失効等に伴う地方の歳入欠陥に対し補填措置を講じる。ことなどを求めるもの。大会終了後、伊藤副会長ら六団体の代表は福田康夫首相と面談し、暫定税率回復への協力を求めた。



上=官邸で伊藤本会副会長(右)らが福田首相と面談
下=大会には町村官房長官(右)ら政府・与党幹部も出席



近畿 東北

議長会が総会

要望議案決まる

新年度を迎え、全国の9議長会の定期総会が始まった。近畿市議会議長会がトップを切って4月15日に大阪府門真市で、東北市議会議長会が4月17日に青森県八戸市で、それぞれ総会を開催した。

たほか、平成20年度の政府の重点施策に向けた要望議案などが決定された。

東北議長会では新会長に吉田博司・八戸市議会議長を選出。各県から提出された国民健康保険制度の改善強化、地震・津波対策、道路交通網の整備促進、など18件の議案を審議、決定した。

総会では、各議長会の新会長をはじめ新役員が選出され

日開催の本会定期総会に提出する議案「救急医療体制の充実について」を審議、決定し

各議長会総会で決定された議案は、3件以内を本会の定期総会で部会提出議案として審議、議決されたのち、7月の理事会で地方行政委員会など5委員会に付託される。



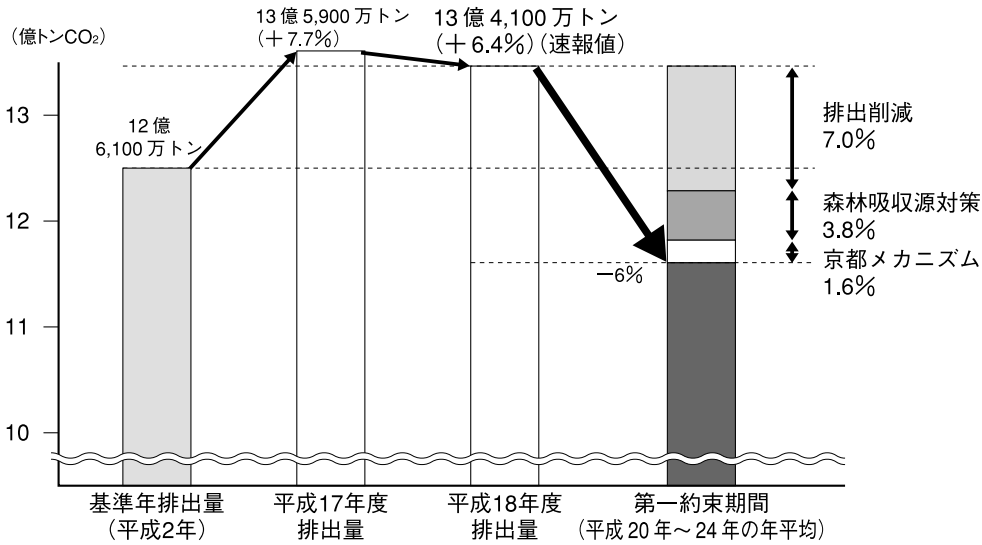
大本郁夫・近畿議長会
会長(門真市)



吉田博司・東北議長会
会長(八戸市)

なお、中国、四国など7議長会の定期総会は、4月下旬に順次開催される。

京都議定書による森林吸収目標の達成



資料：環境省2006年度温室効果ガス排出量速報値

特集・地球温暖化対策

間伐促進が地球を守る

① チーム・マイナス6%

冷房設定温度28 暖房設定温度20 アイドリングストップ 節電 などと呼ばれる取り組み「チーム・マイナス6%」。もう既にご存じの方も多いのではないのでしょうか。

チーム・マイナス6%とは京都議定書の目標を達成するための、国民的プロジェクトの名称です。議定書は、深刻な現状にある地球温暖化問題の解決に向け、温室効果ガス排出量削減を議定書締約国に義務付けています。

日本に義務付けられている目標値は、対基準年(平成2年)比6%減です。チーム・マイナス6%の名称も、これに由来します。この目標値は、今年から24年末

までの5年間の平均値として設定されています。しかし18年に排出された温室効果ガスは、速報値で対基準年比6.4%増の13億4100万トンに上掲の表参照。排出量が減少するどころか8000万トンの増加となっており、温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっています。



間伐が遅れている森林



適切に間伐されている森林

② 間伐促進の必要性

温室効果ガス削減対策として、森林整備の推進は欠かせないものとなっています。京都議定書の規定によれば平成2年以降、「新規の植林」「下刈りや間伐等により適切に処置されている森林」などについては、温室効果ガスの純吸収量として算入してよいこととされているためです。

森林整備による削減目標を達成するため、林野庁では平成19年から24年までの6年間で330万畝の間伐推進を目標としています。この面積は、我が国の総森林面積(251

2万畝)の13.1%に相当します。しかし裏を返せば、330万畝以上の面積の森林が、間伐などの手入れを必要としているともいえます。豊かな森林がもたらす恵みは、温室効果ガスを吸収する「地球環境保全機能」だけでなく、洪水を防ぐ「水源かん養機能」、自然災害を防ぐ「山地災害防止機能」など、多面的な機能を発揮しています。

我が国は、森林が国土の3分の2を覆う、世界有数の緑豊かな森林国です。大切な森林を守り育てる作業が間伐です。間伐を施さず放置された森林は、木々の成長により林の中が混み合い、今以上に枝を広げることが困難となり、木々が互いに成長を阻害し合う結果となります。

また、放置された森林の場合、木々の高密度化により地表まで太陽光が射し込まず下層植生も育たなくなり、降雨とともに表土が流れ去るようになり、このような森林では、元来もたらされるべき多面的な機能を受容できません。写真Ⅱ上掲Ⅱを見比べれば明らかでしょう。

③ 間伐材利用の推進

日本の総森林面積のうち、4割超を占めているのは人工林です。人工林は苗木の植栽後、30年から50年の成長を経て、ようやく木材利用が可能となります。良質な木材生産はもとより元気な森林の育成には、長期にわたる手入れが欠かせません。

現在、木々を間引き適正本数に整える「間伐」が必要な森林は、人工林の8割に上ります。しかし山村地域の過疎化や高齢化による林業従事者の減少、安価な輸入材増加に伴う価格の低迷等により、森



①



②



③



④

【間伐材の使用例】

- ①＝間伐材を使用したカートカン
- ②＝国産の間伐材を用いた割り箸の利用拡大を。中国産は間伐材でなく皆伐材で製造されています。
- ③＝「残存型枠工」。コンクリートウォールの代替や治山ダム等に適します。
- ④＝「木製法面保護工」。モルタルを用いる現場吹付法枠工の代替として使用できます。現場吹付法枠工よりも安価で済み、コスト縮減が可能です。

また、森林法第10条の8第1項に基づく市町村長への伐採に関する事前届出が免除となるほか、法案に基づき追加的に実施する間伐等については、経費の一部が地方債の起債対象となります。

林経営はひっ迫した状況に置かれています。さらに、間伐により発生する「間伐材」の問題が、森林経営の採算悪化に追い打ちをかけています。間伐は植栽後、3回ほど実施されます。このうち初期の間伐で発生する細い丸太は、以前なら建築現場の足場等で用いられましたが、現在では需要が低迷しています。後期の間伐材は、太さが不揃いなどの理由でなかなか売れません。森林経営に不可欠な間伐が、さらに経営を圧迫する悪循環を断ち切るためにも、間伐材利用の新たな需要を喚起する必要があります。

この中、平成12年のグリーン購入法制定等による積極的な利用推進が図られたほか、新用途も開発されました。その1つが、原料に間伐材や端材を30%以上使用した「カートン」写真①。この容器は金属を含まないため、電子レンジでも加熱できる優れもの。使用後は牛乳パックと同様、リサイクルが可能です。また、間伐材を使った割り箸の利用促進も図られています。日常的に我々が使う割り箸の大部分は中国産。1層あたり国産の半値以下のためです。しかしNPO法人を中心に大学生協の協力を得て、国

産間伐材製の割り箸写真②を使用する活動が進められています。この箸は知的障害者らが製造しており、障害者雇用にも役立っています。このほか間伐材は、土木工事資材写真③④への利用拡大が図られています。

④ 間伐等の特措法案

我が国の森林を守り、京都議定書に基づく義務を果たすためにも、一層の間伐推進が不可欠となっている中、政府は2月8日、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措

置法案」概要を右掲「を国会へ提出しました。この法案が成立すると平成20年度から「美しい森林づくり基盤整備交付金」が創設され、国から市町村に直接交付金が交付されるようになります。交付対象は「特定間伐等促進計画」を定めた市町村。「特定間伐等」とは、24年度末までに実施する「間伐」「造林」を指します。森林組合や森林所有者が特定間伐等を実施する場合は都道府県を介さず、市町村から交付金を受けられるようになります。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案の概要

- (1) 基本指針の策定
農林水産大臣は、特定間伐等の実施の促進に関する基本指針を定める。
- (2) 基本方針の策定
都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができる。
- (3) 特定間伐等促進計画の作成
市町村は、基本方針に即して特定間伐等促進計画を作成することができる。
- (4) 交付金の交付
国は、特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- (5) 地方財政法の特例
地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について、地方債の起債対象とすることができる。
- (6) 森林法の伐採届出の特例
特定間伐等促進計画に従って行われる間伐については、市町村の長への伐採の事前届出に関する規定(森林法第10条の8第1項)は適用しない。

国会対委員長ら出席

自民・地方分権特命委

4月18日、自民党本部で同党の「地方分権改革推進特命委員会(委員長 山口俊一・衆議院議員)」が開かれ、本会の鍋木茂哉・国会対策委員長(川崎市議会議長)ら地方六団体の代表が出席した。

特命委は、平成22年の通常国会へ提出予定の「新分権一括法案」に対し、同党の考えを反映させるため発足した機関。4月2日に初会合を開催し、地方六団体や各省庁から地方分権に向けた課題等につ

いて、ヒアリングを実施することを決めていた。当日、六団体側からは「三位一体改革の3兆円税源移譲は画期的」「しかし地方の裁量を高める真の分権改革は未だ道半ば」との認識が示された。その上で、国税と地方税の税源配分5対5、税源移譲には地域間の調整が必要などを主張した。

また、国と地方の二重行政の解消に向け、都道府県単位の国の出先機関は原則として廃



会議に出席した鍋木国会委員長(右端)

止することなどを提言した。特命委では、国と地方の役割分担見直しなど地方分権のあるべき姿を探り、年内にも具体策をまとめる方針。

総会決議案まとめる 病院協が役員会



あいさつする岡田荘史病院協会会長(長野市議会議長)

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 岡田荘史・長野市議会議長)は4月11日、東京・全国都市会館で正副会長・監事・相談役会議を開催した。20年度の事業計画や予算案等を了承するとともに、5月13日開催の総会に提出する決議案をまとめた。

岡田会長は、冒頭あいさつで20年度の医師確保関係予算に触れ、「(増額されたが)地域における切実な医師不足を補う抜本的な解決策には至っていない」と指摘。「引き続き医師確保を最重要事項として取り上げ、強力に要望する」との決意を示した。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 議長 | 大野 砂子三郎 (3・3) |
| 副議長 | 守谷 又未成人 (3・3) |
| 神栖 山本 守 (3・3) | つくばみらい 今川英明 (3・3) |
| 弥富 黒宮喜四美 (3・3) | 南丹 吉田繁治 (3・3) |
| 檀原 平沼 諭 (3・3) | 前橋 青木登美夫 (3・4) |
| 大野 松原啓治 (3・3) | 守谷 伯耆田富夫 (3・3) |

議 会 人 事

神栖 柳堀 弘 (3・3)
つくばみらい 岡田伊生 (3・3)
弥富 炭蘗ふく代 (3・3)
南丹 八木 眞 (3・3)
檀原 岩佐広子 (3・3)
前橋 関本照雄 (3・4)

お知らせ
本紙5月5日付第1
687号は、第168
8号と併せ、5月15日
付第1687・88号
として発行します。

市町村アカデミー主催 平成20年度第2回

「市議会議員特別セミナー」開催

市町村アカデミーでは、市議会議員の皆様を対象として、自治体が直面している重要課題や時局の話題を取り上げる宿泊型特別セミナーを毎年2回開催しております。

今回は、「分権・財政危機下における自治体改革」などについて、それぞれの分野でご活躍されている講師の皆様によるご講演です。多くの皆様方のご参加をお待ち申し上げます。

◆日 時：平成20年7月9日(水)13:00から
7月10日(木)12:30まで

- 7月9日 講演
13:30~15:00 「分権・財政危機下における自治体改革」
東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 神野直彦 氏
15:15~16:45 「日本政治の展望」
東京新聞(中日新聞東京本社)論説委員 菅沼堅吾 氏
- 7月10日 講演
9:30~10:50 「21世紀の都市づくりー都市再生と地域再生ー」
横浜国立大学大学院工学研究院教授 小林重敬 氏
11:05~12:25 「公共の役割・議会の役割」
明治大学公共政策大学院教授 青山 侑 氏
講演の内容等は、一部変更になる場合がございます。

◆場 所：市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
(千葉市美浜区浜田1丁目1番)

◆申込期限：平成20年5月15日(木) 定員70人(先着順)

◆申込方法：参加申込書(市町村アカデミーのホームページからダウンロードできます)を、郵送又はFAXして下さい。

◆参加費：10,000円(宿泊費、食費、資料費等を含む)

◆決定通知：申込書受理後、決定通知に併せて必要な資料を送付いたします。

◆申込・照会先：〒261 0025 千葉市美浜区浜田1丁目1番

◆担当：鈴木・一色 ☎043-276-3126(研修部)

FAX 043 276 8484 ホームページ <http://www.jamp.gr.jp>